

議案第25号

松阪市子ども発達総合支援センター条例の制定について

松阪市子ども発達総合支援センター条例を次のように制定する。

平成28年2月18日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市子ども発達総合支援センター条例

(設置)

第1条 松阪市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第4条第2項に規定する障害児及び心身の発達に心配がある満18歳未満の者（以下「対象児童」という。）に対し、日々当該対象児童の家族等の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、自立に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練その他必要な支援を提供することを目的として次の施設を設置する。

名称	位置
松阪市子ども発達総合支援センター	松阪市下村町875番地1

(事業等)

第2条 松阪市子ども発達総合支援センター（以下「支援センター」という。）は、次の事業を行うものとする。

- (1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業
- (2) 法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業
- (3) 保育園・幼稚園・小中学校等訪問支援巡回相談を行う事業
- (4) 児童発達に関する相談支援事業
- (5) 市内各地域における対象児童への支援に関する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の設置目的を達成するために必要と認められる事業

(休館日)

第3条 支援センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

(開館時間)

第4条 支援センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用者の範囲)

第5条 支援センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 第2条第1号及び第2号に規定する事業 法第21条の5の7第9項の規定に基づく通所受給者証の交付に係る対象児童
- (2) 第2条第3号から第6号までに規定する事業 市内に住所を有し、かつ、児童発達に関する相談支援、療育及び訓練を必要とする対象児童及びその家族等
- (3) その他 市長が特に支援センターを利用する必要があると認める者

(定員)

第6条 支援センターの利用定員は、規則で定める。

(利用の申請)

第7条 第2条第1号及び第2号に規定する事業を利用しようとする対象児童の家族等は、市長に支援センターへの通所に係る申請を行い、通所の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第8条 市長は、通所の許可を受けようとする者又は通所の許可を受けた者その他支援センターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を拒むことができる。

- (1) 第6条の定員を超過しているとき。
- (2) 感染症疾病があると認められるとき。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (4) 支援センターの建物、設備、器具等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(利用者負担の額)

第9条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を利用者負担の額として利用者から徴収するものとする。

- (1) 第2条第1号及び第2号に規定する事業を利用者が利用した場合 法第21条の5の3第2項第2号の規定に基づき算定した額
- (2) 前号に規定する事業以外の事業 零

(利用者負担の額の減免)

第10条 市長は、特別の理由により利用者が前条の利用者負担の額を納入することが著しく困難であると認めるときは、当該利用者負担の額の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。ただし、その他の法令等に特別の定めがあるときは、当該他の法令等の定めるところによるものとする。

(損害賠償)

第11条 利用者は、利用者の責めに帰すべき理由により、支援センターの建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただ

し、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第 12 条 市長は、支援センターの管理運営について、指定管理者（松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 9 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき指定するものをいう。）に行わせることができる。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。